

改正

令和2年3月27日告示第39号  
令和3年3月30日告示第37号  
令和4年4月6日告示第48号  
令和5年6月27日告示第104号  
令和5年11月6日告示第147号  
令和7年3月27日告示第26号  
令和7年9月19日告示第104号

芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 芦屋町（以下「町」という。）は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県（以下「県」という。）と共同して行う福岡県移住支援事業において、県外から町に移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

2 移住支援金の交付については、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金額)

**第2条** 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者の人数に100万円を乗じた額を加えた額とする。

(対象者要件)

**第3条** 対象者は、次項の要件を満たし、かつ、第3項から第6項までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第7項の要件を満たす申請者とする。

2 移住等に関する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 移住元に関する要件は、住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前）の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上、県外に在住していたこととする。ただし、第3項(1)、(2)、第4項(1)及び第6項の要件に該当する者の申請については、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県をいう。以下同じ。）又は大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。以下同じ。）の在住に限る。また、第5項の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限る。

(2) 移住先に関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当することとする。

ア 令和元年10月10日以降に町に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、町に転入後1年以内（ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めない。）であること。

ウ 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当することとする。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6

号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

イ 日本人又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 過去10年以内に申請者又は世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去に18歳未満の世帯員として移住支援金を受給した者で、申請日からの経過年数が5年以上10年以内の者が18歳以上になった際に申請をしようとする場合を除く。

エ その他県又は町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

### 3 就職等に関する要件は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 一般の場合は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が東京圏、大阪圏又は名古屋圏以外の地域に所在すること。

イ 就業先が、道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ 求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

#### (2) 専門人材の場合は、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が東京圏、大阪圏又は名古屋圏以外の地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

#### (3) 人材確保困難職種への就業の場合は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 別表第1の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- (4) 自営での農林漁業への就業の場合は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
- ア 農林漁業に係る別表第2に掲げる人材確保支援策を活用していること。ただし、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意思を有していること。
  - イ 県への就農相談を行い、移住先で新規就農した者であること。ただし、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意思を有していること。
- 4 テレワークに関する要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 一般の場合は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 移住元での業務は原則として移住先でテレワークにより行い、かつテレワークによる勤務が週20時間を超えること。
  - ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
  - エ 申請者もしくは同一世帯の者が移住先において、住宅を新築もしくは購入したこと。  
なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。
- (2) 福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 過去2年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。
  - イ 上記アに示す取組を実施した企業・団体に現に所属している従業員又は役員であること。
  - ウ 所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - エ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- 5 関係人口に関する要件に該当する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 支給対象の要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者
- ア 町に過去1年以上居住し、住民登録していたことがある者
  - イ 転入前3年以内に、町へふるさと納税を行っている者
  - ウ 転入前に移住支援セミナー等で町に移住の相談を行っている者
- (2) 地域の担い手確保の要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者
- ア 芦屋港レジャー港化に伴う管理運営機関や飲食・直売施設で働く者
  - イ 海岸線や海を臨む立地に出店した者
  - ウ 創業支援補助金を活用し起業した者
  - エ 空き店舗等活用補助金の新規交付を受けた者
  - オ 農林水産業に就業する者
- 6 起業等に関する要件は、1年以内に県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けているものとする。
- 7 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月10日以降に転入したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（交付の申請）

**第4条** 移住支援金の申請者は、芦屋町移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号—1又は様式第2号—2）及び本人確認書類に加え、第3条第2項の要件を満たし、かつ、同条第3項から同条第6項のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第7項の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

**第5条** 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに芦屋町移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

- 2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

**第6条** 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

**第7条** 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、芦屋町移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

**第8条** 町長は前条の再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに芦屋町移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第5号）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

**第9条** 県及び町は、芦屋町移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、芦屋町移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

**第10条** 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各項に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りでない。

- 2 全額の返還は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 虚偽の申請等をしたとき。
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出したとき。
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。

- 3 半額の返還は、移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出したときとする。  
(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (令和2年3月27日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による、改正後の芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和2年2月3日以後に芦屋町へ転入したものに適用し、同前日までに転入したものについては、なお従前の例による。

**附 則** (令和3年3月30日告示第37号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び企業支援事業実施要綱改正施行日から適用する。

**附 則** (令和4年4月6日告示第48号)

この告示は、公示の日から施行し、令和4年3月25日から適用する。

**附 則** (令和5年6月27日告示第104号)

この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

**附 則** (令和5年11月6日告示第147号)

この告示は、公示の日から施行し、令和5年7月12日から適用する。

**附 則** (令和7年3月27日告示第26号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則** (令和7年9月19日告示第104号)

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

**別表第1** (第3条関係)

| 対象職種                 | 就職支援サイト又は無料職業紹介所        |
|----------------------|-------------------------|
| 農林漁業職                | 農林漁業就職応援サイト             |
| 保健師、助産師、<br>看護師、准看護師 | eナースセンター (必ず福岡県を登録すること) |
| 保育士                  | 福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」 |
| 介護職                  | 福岡県福祉人材センター             |

**別表第2** (第3条関係)

| 実施主体 | 人材確保支援策の名称 |
|------|------------|
|------|------------|

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 市町村              | 農業次世代人材投資事業（経営開始型）    |
|                  | 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）   |
|                  | 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業） |
| 地域協議会            | 中山間地域活力創出推進事業         |
| 福岡県水産団体<br>指導協議会 | 経営体育成総合支援事業           |

# 様式第1号（第4条関係）

芦屋町長 様

年 月 日

## 芦屋町移住支援金交付申請書

芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第4条に基づき、移住支援金の交付を申請します。

### 1 申請者欄

|         |   |      |             |
|---------|---|------|-------------|
| フリガナ    |   | 性別   | 生年月日        |
| 氏名      |   |      | S・H・R 年 月 日 |
| 住所      | 〒 | 電話番号 |             |
| メールアドレス |   |      |             |

### 2 移住支援金の内容

|                                                                              |                                                                                                                                                                                             |                    |                                    |                |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------|----------------|
| 単身・世帯<br>(該当する欄に○を付けてください)                                                   | 単身                                                                                                                                                                                          | 世帯                 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数<br>(1の申請者は含まない) | 人              |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                             |                    | 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数               | 人              |
| 転入年月日                                                                        | 年 月 日                                                                                                                                                                                       |                    |                                    |                |
| 移住元区分<br>※ 転入前の10年間のうち、「通算5年以上かつ直近で連続して1年以上」を満たす居住地等の区分<br>(該当する欄に○を付けてください) | ① 東京23区在住者<br>② 東京23区在勤者（東京23区へ通勤する①以外の東京圏在住者<br>※ 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県<br>③ ①及び②以外の東京圏在住者<br>④ ①～③を除く三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）在住者<br>※ 名古屋圏：岐阜県、愛知県及び三重県 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県<br>⑤ ①～④以外の県外在住者 |                    |                                    |                |
| 就業等区分<br>(該当する欄に○を付けてください)                                                   | 就業<br>(一般)                                                                                                                                                                                  | 就業<br>(専門人材)       | 就業<br>(人材確保困難職種)                   | 就業<br>(自営農林漁業) |
|                                                                              | テレワーク<br>(一般)                                                                                                                                                                               | テレワーク<br>(体験事業参加者) | 関係人口                               | 起業             |
| (就業の場合のみ記載)<br>就業年月日                                                         | 年 月 日                                                                                                                                                                                       |                    |                                    |                |

### 3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

|                                                                         |                   |                  |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------|
| 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について                                     | A. 誓約する           | B. 誓約しない         |
| 別紙2「移住支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意書」に記載された内容について                               | A. 同意する           | B. 同意しない         |
| 申請日から5年以上継続して、芦屋町に居住する意思について                                            | A. 意思がある          | B. 意思がない         |
| (就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について                              | A. 意思がある          | B. 意思がない         |
| (就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係<br>※ただし、就業(専門人材)、就業(自営農林漁業)は除く | A. 3親等以内の親族に該当しない | B. 3親等以内の親族に該当する |
| (テレワークの場合のみ記載)<br>芦屋町への移住の意思について                                        | A. 自己の意思である       | B. 所属からの命令である    |

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

| 住所 |
|----|
| 〒  |

5 東京 23 区への在勤履歴（東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※ 東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就業した者は、通学履歴も記載すること。

| 期間              | 就業先（通学先） | 就業地（所在地） |
|-----------------|----------|----------|
| 年 月 日～<br>年 月 日 |          |          |
| 年 月 日～<br>年 月 日 |          |          |
| 年 月 日～<br>年 月 日 |          |          |

6 就業時に活用した事業（次のうち、活用したものに○を付けてください。）

※就業（人材確保困難職種）、就業（自営農林漁業）の場合のみ記載

|                                 |                              |
|---------------------------------|------------------------------|
| (1) 就職支援サイト等 ※就業（人材確保困難職種）の場合   |                              |
|                                 | 農林漁業就職応援サイト                  |
|                                 | e ナースセンター                    |
|                                 | 福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」      |
|                                 | 介護の仕事の就職支援（福岡県福祉人材センターによる紹介） |
| (2) 農林漁業の人材確保支援策 ※就業（自営農林漁業）の場合 |                              |
|                                 | 農業次世代人材投資事業（経営開始型）           |
|                                 | 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）          |
|                                 | 中山間地域活力創出推進事業                |
|                                 | 経営体育成総合支援事業                  |

7 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

※ 添付書類

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 勤務先部署    |                                  |
| 所在地      | 〒                                |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他（ ） |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 管理コード（福岡県及び芦屋町使用欄） |  |
|--------------------|--|



【必ず必要な書類等】

- ☐ ① 写真付き身分証明書の写し
- ☐ ② 申請書（別紙 1（誓約事項）、別紙 2（個人情報取扱）を含む）
- ☐ ③ 移住元の住民票除票の写し（2 人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む）
- ☐ ④ 振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し（申請人本人名義）

【場合により必要となる書類】

- ☐ ⑤ 就業先企業等の就業証明書又は起業支援金の交付決定通知書の写し  
＜雇用される者として東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた場合＞
- ☐ ⑥ 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
  - ※ 就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可  
＜東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学していた場合＞
- ☐ ⑦ 在学期間の分かる卒業証明書又は成績証明書等
- ※ 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村  
＜個人事業主で、東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた場合＞
- ☐ ⑧ 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ☐ ⑨ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）  
＜人材確保困難職種の就職支援サイト等で農林漁業職、看護師等、保育士に就業した場合＞
- ☐ ⑩ 指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類（申し込み完了メール等）  
＜人材確保困難職種の就職支援サイト等で介護職に就業した場合＞
- ☐ ⑪ 福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し
- ☐ ⑫ 介護施設等との雇用契約書等（期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類）の写し  
＜自営で農林漁業に就業した場合＞
- ☐ ⑬ 人材確保支援策活用証明書（人材確保支援策の所管課又は団体が発行）  
＜関係人口で申請する場合＞
- ☐ ⑭ 要件を満たすことを証する書類

## 別紙 1 (様式第 1 号関係)

### 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 芦屋町移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び芦屋町から求められた場合には、それに応じます。
  - 2 過去 10 年以内に申請者又は世帯員として移住支援金を受給していません。  
(ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去に 18 歳未満の世帯員として移住支援金を受給した者で、申請日からの経過年数が 5 年以上 10 年以内の者が 18 歳以上になった際に申請をしようとする場合を除く。)
  - 3 以下の場合には、芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第 10 条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
    - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に芦屋町以外の市区町村に転出した場合：全額
    - (3) 福岡県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
    - (4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に芦屋町以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

別紙2（様式第1号関係）

移住支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意書

- 1 福岡県及び芦屋町は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、福岡県及び芦屋町が定める個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 福岡県及び芦屋町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 申請者及び世帯員（世帯向けの金額を申請する場合のみ）がいずれも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であることを、警察に照会します。

年 月 日

芦屋町長 様

|                 |      |       |       |
|-----------------|------|-------|-------|
| 申請者             | 住所 〒 |       | 性別    |
|                 | フリガナ |       |       |
|                 | 氏 名  |       | 生年月日  |
|                 |      |       | 年 月 日 |
| (フリガナ)<br>世帯員氏名 |      | 生年月日  | 性別    |
| ( )             |      | 年 月 日 |       |
| ( )             |      | 年 月 日 |       |
| ( )             |      | 年 月 日 |       |
| ( )             |      | 年 月 日 |       |

様式第2号—1（第4条関係）

年 月 日

芦屋町長 様

所在地事業者名

代表者名

電話番号

担当者

（代表者名は代表者の自署又は記名押印）

就業証明書（移住支援金の申請用：就業用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|                                                                              |                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勤務者名                                                                         |                                                                                                                     |
| 勤務者住所                                                                        |                                                                                                                     |
| 勤務先所在地                                                                       |                                                                                                                     |
| 勤務先電話番号                                                                      |                                                                                                                     |
| 就業年月日                                                                        |                                                                                                                     |
| 応募受付年月日                                                                      |                                                                                                                     |
| 雇用形態                                                                         | 週 20 時間以上の無期雇用                                                                                                      |
| 勤務者と代表者又は<br>取締役などの経営を<br>担う者との関係<br><small>※就業（専門人材）、（自営農林漁業）の場合を除く</small> | 3 親等以内の親族に該当しない                                                                                                     |
| 就業（専門人材）の<br>場合のみ                                                            | <p>目的達成後に離職することが前提ではない</p> <p><input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業      <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業</p> |

芦屋町移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福岡県及び芦屋町の求めに応じて、福岡県及び芦屋町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号—2（第4条関係）

年 月 日

芦屋町長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

（代表者名は代表者の自署又は記名押印）

就業証明書（移住支援金の申請用：テレワーク用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|                |                                                                                       |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 勤務者名           |                                                                                       |
| 勤務者住所<br>（移住前） |                                                                                       |
| 勤務者住所<br>（移住後） |                                                                                       |
| 勤務先部署の<br>所在地  |                                                                                       |
| 勤務先電話番号        |                                                                                       |
| 入社年月日          | 年 月 日                                                                                 |
| 移住後の<br>勤務状況   | 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている<br>移住元での業務は原則として移住先でテレワークにより行い、かつテレワークによる勤務が週 20 時間を超える |
| 移住の意思          | 所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない                                                       |
| 交付金による<br>資金提供 | 勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない                       |

※以下は、過去2年以内に勤務者が、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加している場合にのみ記載

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| ワーケーション<br>・移住体験への<br>参加時期 | 年 月 ～ 年 月 |
| 参加当時の勤務<br>部署名及び役職         |           |

芦屋町移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福岡県及び芦屋町の求めに応じて、福岡県及び芦屋町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

芦屋町長

芦屋町移住支援金交付決定通知書

芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第5条に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 交付決定額 移住支援金 円

2 振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

3 振込先

- （1）振込先金融機関名
- （2）口座番号（下3桁）
- （3）口座名義

（備考）

- 1 芦屋町は、芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第10条に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に芦屋町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・福岡県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に芦屋町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 芦屋町は、芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第9条に基づき、芦屋町移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 管理コード（福岡県及び芦屋町使用欄） |  |
|--------------------|--|

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

芦屋町長 様

芦屋町移住支援金交付決定通知書再交付願

芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第7条に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を依頼します。

記

1 申請者欄

|         |       |           |       |
|---------|-------|-----------|-------|
| フリガナ    |       | 性別        | 生年月日  |
| 氏 名     |       |           | 年 月 日 |
| 住 所     | 〒     | 電話<br>番号  | (固定)  |
|         |       |           | (携帯)  |
| メールアドレス |       |           |       |
| 転入年月日   | 年 月 日 | 就業<br>年月日 | 年 月 日 |

2 再交付理由

|  |
|--|
|  |
|--|

|                    |  |
|--------------------|--|
| 管理コード（福岡県及び芦屋町使用欄） |  |
|--------------------|--|



年 月 日

様

芦屋町長

芦屋町移住支援金交付決定通知書（再交付）

芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第8条に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 交付決定額 移住支援金 円

（備考）

- 1 芦屋町は、芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第10条に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に芦屋町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・福岡県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に芦屋町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 芦屋町は、芦屋町移住支援事業における移住支援金交付要綱第9条に基づき、芦屋町移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 【フラット3.5】地方移住支援型の金利引下げの適用について
  - ・この通知書は【フラット3.5】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット3.5】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対する【フラット3.5】地方移住支援型の金利引下げ制度の

適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 管理コード（福岡県及び芦屋町使用欄） |  |
|--------------------|--|